

三次市不用物品即売会実施要領



三次市総務部財産管理課

実施要領

1 購入者の資格

不用物品を購入できる方は、個人又は法人（公共的団体含む）です。三次市外在住の方も対象です。

【購入できない方】

次のいずれかに該当する方は、購入ができません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号から第 6 号までの規定に該当する者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号。以下「団体規制法」という。）第 5 条に規定する観察処分の決定を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員
- (4) 売払物品を公序良俗に反する目的に使用しようとする者
- (5) 前各号のいずれかに該当する事実があった者の代理人又は委託等を受けた者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めた者

2 即売会

(1) 日時と会場

日時	令和 6 年 11 月 24 日（日） 午前 10 時から午後 3 時まで
場所	三次市役所本庁舎 駐車場 （三次市十日市中二丁目 8 番 1 号）

- (2) お手洗いは市役所本庁舎 1 階をご使用ください。
- (3) 職員による物品の説明はありません。各自でご確認ください。
- (4) 電気製品等について、会場内での動作確認はできません。
- (5) 即売会への来場予約や入場料は必要ありません。
- (6) 開催時間内であっても、物品が売り切れた場合にはその時点で即売会は終了します。

3 購入方法

会場にて売払物品を確認し、購入希望の物品がある場合には各物品に設定されている売却価格をご確認の上、会場内の精算所で代金をお支払いください。

代金の後納や現金以外（クレジットカードやキャッシュレス決済など）での

お支払いはできません。

4 売払物品

- (1) 物品は、現状有姿での引渡しとなります。必ず現地にて現物をご確認の上、ご購入ください。
- (2) 物品の動作確認は行っておりませんので、電気製品等についてはジャンク品扱いとします。
- (3) 物品のクリーニングは行っておりません。
- (4) 本即売会の対象物品は差押物品ではありません。
- (5) 物品の取扱説明書はありません。
- (6) 物品には、使用の経年劣化による破損箇所や傷、汚れ等があります。
- (7) 物品の部品が欠損している場合があります。
- (8) 物品の搬出作業中に破損した場合や購入後の不調や故障、隠れた瑕疵等についての返金および補償、物品の返品等は一切受け付けません。
- (9) 会場からの運搬等の一切の費用および手続きは購入者の負担となります。また、梱包材や台車等の運搬に必要なものも購入者で用意してください。
- (10) 購入後の物品の返品や交換はできません。

5 その他

- (1) 不用品は適切に使用・処分するものとし、不法投棄等違法行為は行わないでください。
- (2) 売払対象物品の公開後、公共の用に供する等の事情が生じた場合は、売払対象から除外する場合があります。
- (3) 本即売会はフリーマーケットではありませんので、一般の方の出店はできません。

お問い合わせ先

広島県三次市十日市中二丁目8番1号

三次市総務部財産管理課住宅・財産活用係

電話 0824-62-6161 FAX 0824-62-6137

✉ zaisan@city.miyoshi.hiroshima.jp